

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

1 建築士事務所の名称等

建築士事務所の名称	:	
建築士事務所の所在地	:	
開設者氏名	:	
区分(一級、二級、木造)	:	() 建築士事務所

2 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

氏名:	
資格:()建築士	
登録番号:	
氏名:	
資格:()建築士	
登録番号:	
氏名:	
資格:()建築士	
登録番号:	

※従事することとなる建築士が構造設計又は設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

3 対象となる建築物の概要

札幌市委託業務契約約款、設計業務委託内容説明書、建築設計業務委託特記仕様書、札幌市建築設計業務委託共通仕様書による

4 受託業務の種類、内容及び方法

札幌市委託業務契約約款、設計業務委託内容説明書、建築設計業務委託特記仕様書、札幌市建築設計業務委託共通仕様書による

5 作成する設計図書の種類(設計契約受託の場合)

札幌市委託業務契約約款、設計業務委託内容説明書、建築設計業務委託特記仕様書、札幌市建築設計業務委託共通仕様書による

6 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 (工事監理契約受託の場合)

札幌市委託業務契約約款、工事監理業務内容説明書、建築工事監理業務委託特記仕様書、札幌市工事監理業務委託共通仕様書による
